

○厚生労働省令第百十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

（法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の四 法第五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援助、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、「法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二条の四（見出しを含む。）、第二条の五（見出しを含む。）及び第二条の六（見出しを含む。）中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第六条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援助」を加える。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五条第十七項第一号」を「第五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

第十五条第一項第一号中「重度訪問介護」の下に、「同行援助」を加える。

第三十四条の二中「二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四の三第一項第二号中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第二項第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

第三十四条の七の見出し、同条第一項及び第三十四条の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に、「同行援助」を加える。

附則第一条の三の見出し中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援助に係るものに限る。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。





(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

日次中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第二条第三号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第四十三条第一項中「第四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第四十二条」を「前条」に改め、「規定は、」の下に「同行援護及び」を加える。

第四十八条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第二百三十二条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第二百三十七条中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四条第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第四百四十三条第三項第二号中「家賃」の下に「(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者により代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)」は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。」を加える。

第二百七十七条中「法第五条第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。」を削る。

第二百三十三条中「同条第二項協力歯科医療機関」を「同条第二項の協力歯科医療機関」と、「第四百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」に改める。

附則第七條第一項中「法第五条第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。」を削る。

附則第十八條の二第一項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改め、同条第二項中「法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第四条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第一項第四号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第六条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第六項中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第七条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六項を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三号イ中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条口中「同条第四項」を「同条第四項に規定する同行援護、同条第五項」に改める。

第七号中「同条第四項」を「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九号中「同条第五項」を「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第十一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第十一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）  
 第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五号第四号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改め、同条第五号の二中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）  
 第十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号イ中「第二十一条の三第一項に規定する食費等の費用基準額」を「第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額」に、「同令第二十一条の三第一項」を「同令」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）  
 第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五号第十七項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）  
 第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に改める。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）  
 第十六条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第五号第十七項」を「第五号第十八項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）  
 第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）  
 第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五号第十一項」を「第五号第十二項」に改める。

附則  
 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第三号  
 国土交通省令第三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子  
 国土交通大臣 前田 武志

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令  
 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年 厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五号第十項」を「第五号第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則  
 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十七号  
 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日  
 第一条中「第六百六十五条」を「第六百二十五条」に、「国立障害者リハビリテーションセンター学院」を「国立障害者リハビリテーションセンターの学院」に、「同規則第七百四条」を「同令第六百九十五条」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十八号  
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日  
 本文中「第七」を「第八」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十九号  
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援交付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日  
 第一の二の一中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

別表第三の一の項を次のように改める。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

厚生労働大臣 小宮山洋子

現にご利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

○厚生労働省告示第三百三十号  
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第一の二中「第九」を「第十」に、「第十」を「第十一」に改め、同11の注中「第五号第十七項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子